平成２１年（フ）第４１０号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン２―103
債務者　小板橋一之
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３５１号
埼玉県熊谷市久下１丁目57番地
債務者　小林　俊雄
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３５５号
埼玉県行田市大字下中条470番地２
債務者　川久保文孝
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５５号
京都府福知山市字長田1296番地
債務者　高橋　リサ
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
京都府福知山市字長田1296番地
債務者　ハングアウトＳ．Ｚ．Ｃ．Ｆこと　高橋　利浩
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
大分市大字宮尾1172番地
債務者　日田　光男
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月11日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３０８号
山形県上山市四ツ谷１丁目２番54号
債務者　山川　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月３日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０９号
山形県上山市四ツ谷１丁目２番54号
債務者　山川　光夫
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月３日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３９号
愛知県豊橋市菰口町６丁目24番地
債務者　小林　千代
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅生　剛弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２５５号
愛知県豊橋市菰口町６丁目24番地
債務者　小林　直一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅生　剛弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４３０号
長崎県長崎市滑石６丁目12番12号　田中アパートＢ棟203号室、旧住所長崎県長崎市千歳町４番７号　チトセビル３Ｆ305号
債務者　平野久美子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　憲二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
神奈川県相模原市磯部1319番地５
債務者　石川由香里
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊島　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４０４号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3482番地
債務者　髙島　章子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第１５０号
秋田県湯沢市柳町２丁目３番37号
債務者　株式会社さいとう
代表者代表取締役　齊藤　順一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８３号
熊本県玉名市横島町横島2110番地　馬の水団地３号
債務者　上田　清貴
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１７３号
山形市千歳２丁目13番10号
債務者　吉田美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３５号
山形市小立３丁目２番３号
債務者　城戸口輝子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所民事部